

農地付き空き家の改修（リフォーム） 費用を補助します！



令和5年度より、農地付き空き家の改修（リフォーム）に対する補助制度を開始しました。市内にある空き家を活用して、遊休農地、耕作放棄地の解消と、耕作希望の移住者のマッチングを後押しするため、空き家を改修して賃貸するかたや購入予定のかたへ、改修（リフォーム）費用の補助を行います。

なお、補助金の活用を希望されるかたは事前にご相談ください。

移住促進農地付き空き家改修補助金の概要

【補助金の対象となる空家等の要件】

- ・建築基準法、その他法令の規定に適合していること
- ・埼北空き家バンクに登録されている深谷市内の空き家であること

【補助金の対象となるかたの要件】

- ・空き家の所有者、または市外から深谷市内へ移住されるかた（購入予定のかた）
- ・改修（リフォーム）後、5年以上居住する意思のあるかた
- ・深谷市内の農地を所有、または賃借し、農業を営むかた

補助する金額・・・上限40万円

※ 補助対象費用の2分の1

【注意事項】

補助金申請の際には、まずは下記の問い合わせ先までご相談ください。

※ 予算額に達し次第、補助金の受付を終了します。

★問い合わせ先★

深谷市役所 自治振興課（市役所本庁舎2階21番窓口）

TEL:048-574-8597 FAX:048-501-5222

※ 補助制度の詳細や申請書等については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

深谷市役所 空き家に関する補助制度のページ二次元コード →

